平成２５年（フ）第１４１号
東京都江東区大島３－４－11－203、住民票上の住所東京都江東区北砂３丁目14－19　松月アパート
債務者　タザキ　ジャネット　ガラシア
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２号
東京都目黒区祐天寺１丁目17－11
債務者　高橋　悠子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４５号
千葉県市川市富浜３丁目６－７－613
債務者　佐々木康裕
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４６号
東京都品川区荏原６丁目２－２　山田方202
債務者　赤池　英雄
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５０号
埼玉県所沢市小手指町３丁目14　小手指ハイツＬ－504小林方
債務者　宇内佐和子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３１号
静岡県焼津市石津76番地　サンフォルネ202、旧住所静岡県焼津市柳新屋220番地　モンレーブ西焼津701号
債務者　石上　秀子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５０号
沖縄県中頭郡読谷村字座喜味256番地
債務者　湧田　精祥
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２５１号
沖縄県中頭郡読谷村字座喜味256番地
債務者　湧田　毓子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時30分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２６８号
沖縄県宜野湾市字愛知128番地　愛知団地Ａ３－201号
債務者　宮城　　司
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２７５号
沖縄県宜野湾市字神山201番地１　世界文化アパート203号
債務者　平良　吉正
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１０７号
神奈川県横浜市瀬谷区本郷１丁目32－７－105
債務者　リヤナゲ京子（旧姓手塚）
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０１１号
東京都江戸川区平井６丁目58－３－302
債務者　今村　高弘
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０９６号
東京都荒川区荒川６丁目60－３－203
債務者　小御門　智
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３７３号
東京都豊島区目白２丁目16－20　大黒方
債務者　片川　　愛
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４２８号
東京都足立区千住旭町29－13
債務者　桑原　隆史
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７００号
東京都葛飾区堀切５丁目９－１－301
債務者　三浦　敏子（旧姓藤）
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部